

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
社会福祉法人千寿会
特別養護老人ホーム ザ ストーリー東海

【重要事項説明書】

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(指定 第 2394100172 号)

当施設はご入居者に対し「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」を提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、利用上のご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- | | |
|--------|-------------------------|
| ・法人名 | 社会福祉法人 千寿会 |
| ・法人所在地 | 愛知県長久手市岩作色金 2 1 番地 1 |
| ・電話番号 | 0 5 6 1 – 6 3 – 0 0 1 0 |
| ・FAX | 0 5 6 1 – 6 3 – 0 0 0 7 |
| ・代表者氏名 | 堀 信義 |
| ・設立年 | 平成 2 7 年 7 月 5 日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|--------|------------------------------|
| ・施設の種類 | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 |
| ・施設の名称 | 特別養護老人ホーム ザ ストーリー東海 |
| ・施設所在地 | 愛知県東海市富木島町新藤塚 3 0 番地 |
| ・電話番号 | 0 5 2 – 6 0 1 – 8 8 0 0 |
| ・FAX | 0 5 2 – 6 0 1 – 8 8 0 8 |
| ・管理者 | 山田 康裕 |
| ・開設年月 | 平成 3 0 年 3 月 1 日 |
| ・入居定員 | 1 階・2 階 特別養護老人ホーム 29 名 |
| ・建物の構造 | 鉄骨 地上 3 階 |
| ・延べ床面積 | 1 0 9 3 . 2 2 m ² |

3. 理念

「尊厳を大切にするケア」

利用者の意思と人格を尊重し、利用者の立場に立ってサービスの提供に努めます。

4. 目標

- ・利用者の皆さんの健康な部分（ウェルネス）を最大限に高め、社会活動への参加や喜びのある生活が実現できるよう、貢献することを目標とします。
- ・全職員が、自分の家族や友人を自信と安心をもって紹介できる、利用者さんと地域の視点に立脚した施設づくりを目標とします。

5. 基本方針

- ・利用者の願いや人格を尊重し、生活歴や生活習慣を具体的に把握しながら一人一人状況状態に応じた個別のケアを行い、その人らしい生活が送れるように努めます。
- ・職員は、福祉専門職としての使命を自覚し、常に利用者一人一人に、最適なサービスが提供できるよう、人間性を高め研鑽に励みます。
- ・家族、ボランティア、地域との交流を大切にし、地域に開かれた施設を目指します。

6. 施設の目的

- ・特別養護老人ホーム ザ ストーリー東海（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された方に対し、介護保険法などの関係法令及びこの契約書に従い、当施設においてご入居者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービスを提供します。

7. 居室の概要

- ・当施設では以下の居室・設備をご用意しています。ご入居される居室は原則としてご入居者の心身状況等を勘案して施設にて決めさせていただきます。またご入居者の心身状況等により居室を変更する場合があります。その際には、契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

室 数	居室・設備の種類
29室（個室）	ユニット型（3ユニット） 380, 18m ²
リビング 3室	全室冷暖房完備
浴室・脱衣室 4室	特殊浴1室 機械浴3室

8. 入居対象者

- ・東海市・大府市・東浦町・知多市在住の方で原則要介護3以上の要介護認定を受けた方。
(やむを得ない事情により施設以外での生活が著しく困難であると認められる場合の要介護1又は2の方)
(自立・要支援1・要支援2の方は入居できません)

9. サービス利用料金

- ・別紙の料金表によって、ご入居者の要介護度に応じたサービス利用料金の合計金額をお支払いください。サービスの利用料金はご入居者の要介護度、心身状態、当施設の人員配置等によって異なります。

10. 職員配置

- 当施設ではご利用者に対して地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(令和7年11月1日 現在)

職種	日勤帯	夜間	備考
1. 施設長	1名		
2. 介護支援専門員	1名以上		介護職員と兼務
3. 生活相談員	1名以上		介護職員と兼務
4. 看護職員	3名以上		専従3名（非常勤含）
5. 介護職員	15.4名以上	3名	常勤換算
6. 管理栄養士	1名以上		専従
7. 機能訓練指導員	1名以上		専従
8. 医師（嘱託医）	1名以上		非常勤

11. 施設サービス提供までの流れ

- ご入居者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居時に作成する「施設サービス計画」（以下 サービス計画）で定めます。サービス計画の作成及びその変更は次の通り行います。

① 当施設の介護支援専門員（ケアマネージャー）にサービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。



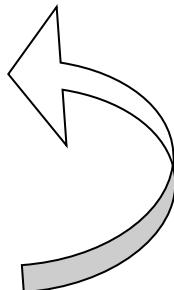
② その担当者はサービス計画の原案について、ご入居者及びそのご家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。



③ サービス計画は6ヶ月に1度、もしくはご入居者及びそのご家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご入居者及びそのご家族等と協議して、サービス計画を変更していきます。



④ サービス計画が変更された場合には、ご入居者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。



1 2. サービスの概要

①食事

- ・当施設では栄養士（管理栄養士）が立てる献立表により、栄養並びに入居者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご入居者の栄養状態やお身体の状態などに応じた栄養ケア計画を作成します。
- ・ご入居者の病気の状況により、必要な療養食を提供します。
- ・食事や飲み込みが困難な方にも、できるだけ食事を摂ることができるよう支援します。
- ・ご入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供します。
- ・ご入居者が自分のペースで食事を摂ることができるように配慮します。

【食事時間】

朝 食 : 午前 7：45～ 9：45

昼 食 : 午後 11：45～13：45

夕 食 : 夕食 17：45～19：45

(上記の時間内で食事時間や食事場所などを選択することができます。)

②入浴

- ・ご入居者の心身の状況や生活習慣、ご希望等に合わせて、適切な時間と方法で入浴又は清拭を行い、清潔が保たれるように支援します。
- ・原則として個別浴を楽しんでいただけるように支援します。
- ・入浴又は清拭は週2回以上行います。
- ・ご入居者の意向や状態に合わせた入浴を行うようにします。
- ・寝たきりの方でも特殊浴槽を使用して入浴することができます。
- ・入浴の支援の際には、特にご入居者のプライバシーの保護に細心の注意を払います。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ・ご入居者のお身体の状況やご希望などに応じて、適切な方法での排泄が行えるように支援します。
- ・できるだけトイレでの排泄が行えるように支援するとともに、必要に応じて福祉用具（ポータブルトイレ等）、排泄補助用品（尿漏れパッド等）を適切に活用します。
- ・排泄の支援の際には、特にご入居者のプライバシーの保護に細心の注意を払います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員（看護職員等）により、ご入居者の心身等の状況に応じて、個別機能訓練計画を作成し、その計画に沿い日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。
- ・ご入居者のお身体の状態や能力、生活状況やご希望などの評価に基づいた機能訓練実施計画を作成し、機能訓練やその他の支援を行います。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が健康管理を行います。
- ・重度化に伴う医療ニーズの増大等に対応する観点から看護職員の24時間連絡体制の確保をし、ご家族へ説明、同意を行います。

⑥相談援助サービス

- ・ご入居者とそのご家族からの相談に誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行います。

⑦その他自立への支援

- ・ご入居者自身ができるだけ役割や生きがいを持って生活が行えるように支援します。
- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活リズムを考え、誕生会や季節にちなんだレクリエーション等を提供していきます。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう起床就寝時の着替え、適切な整容や口腔ケアが行われるよう援助します。
- ・その他、ご入居者の自立支援の視点から必要な支援を行います。

1 3. 要望及び苦情等の相談

- ・当施設にはご入居者やそのご家族の方々に施設サービスを十分に満足してご利用していただけるように苦情解決の体制を整備しています。お気軽にご相談ください。
- ・要望や苦情などは、担当者にお寄せいただければ速やかに対応いたしますが、受付に備え付けられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

○当施設における苦情の受付

窓口	担当者	連絡先
ザ ストーリー東海	生活相談員	052-601-8800

○行政機関その他苦情受付機関

窓口	連絡先
東海市高齢者支援課	052-689-1600
大府市高齢障がい支援課	0562-45-6289
知多市長寿課	0562-36-2652
東浦町役場ふくし課社会高齢係	0562-83-3111
知多北部広域連合事業課	052-689-2263
愛知県社会福祉協議会 運営適正化委員会	052-202-0167
愛知県国民健康保険団体連合会（国保連） (介護サービス苦情110番)	052-971-4165
愛知県介護保険審査会 (愛知県健康福祉部 高齢福祉課)	052-954-6288

1 4. 事故発生時の対応

- ・施設内で事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご入居者ご家族等に連絡を行うとともに必要な処置を講ずることとします。

1 5. 協力医療機関及びオンコール体制

- 当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、ご入居者の状態が急変した場合は、速やかに対応をお願いするようにしています。

- 嘱託医

住 所	愛知県東海市大田町下前田 22-1
名 称	医療法人 石橋クリニック

- 協力医療機関

住 所	愛知県名古屋市緑区南大高 2 丁目 204 番地
名 称	南医療生活協同組合 総合病院南生協病院

- 協力医療機関

住 所	愛知県東海市養父町 2-26
名 称	医療法人 阿知波歯科医院

- 協力医療機関

住 所	愛知県東海市大田町下前田 12-第1
名 称	そらいろ薬局

※ 協力医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

※ 当施設の協力医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません。

- 夜間等の医師・看護師不在の時間帯は緊急連絡により医師又は看護師が駆けつけるオンコール体制であることについて事前にご家族に説明します。病状の変化等に伴う緊急時の対応については、医師、看護職員及び介護職員が連携を密にして判断し、夜間については介護職員が医師又は看護職員と連絡をとって対応します。家族とは24時間の連絡体制を確保し、家族が医療機関への入院を希望する場合はその支援を行います。

1 6. 施設を退居していただく場合（契約の終了について）

- 当施設との契約では契約終了の期日は特に定めず、継続してサービスを利用することができます。但し、以下の事項に該当する場合は契約を終了します。

- ① 当施設が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ② 施設の滅失や重大な毀損により、ご入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ③ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ④ ご入居者から退所の申し出があった場合（詳細は以下のとおり）
- ⑤ 当施設から退所の申し出を行った場合（詳細は以下のとおり）

（1）ご入居者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）

- 契約の有効期間に、ご入居者から当施設からの退所を希望される場合には、退居を希望する日の7日前までに申し出てください。
- 但し、以下の場合は、即時に契約を解約・解除することができます。
 - ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合

- ② ご入居者が入院された場合
- ③ 当施設もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 当施設もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 当施設もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他のご入居者が身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくはつける恐れがある場合において、当施設が適切な対応をとらない場合

(2) 当施設からの申し出により退居していただく場合（契約解除）

- ・以下の事項に該当する場合には、当施設からの退居していただくことがあります。
 - ① ご入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - ② ご入居者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
 - ③ ご入居者又は身元引受人等が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者、他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - ④ ご入居者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
 - ⑤ ご入居者が他の介護保険施設に入所・入院した場合
 - ⑥ 要介護認定が自立・要支援1・要支援2・要介護1・要介護2に該当した場合
- ※ ④の事項による退居者が、再び施設での生活を希望される場合については、再入居（他の介護保険施設等を含む）等の必要な支援に協力を致します。（優先入所を確約するものではありません。）

(3) 円滑な退居のための援助

- ・ご入居者が当施設を退所する場合には、ご入居者の希望により、当施設はご入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。
 - ① 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
 - ② 居宅介護支援事業者の紹介
 - ③ その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

17. 事故発生時の対応について

- ・当施設は、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにご入居者のご家族又は身元引受人、並びに行政等関係各機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・サービスの提供に伴い、当施設の責任に帰すべき事由によりご入居者に生じた損害について賠償する責任を負います。但し、ご入居者の側に過失がある場合には、損害賠償責任を減じることができますとともに、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。
- ・当施設では、上記の手続について、迅速且つ誠意をもって執り行うとともに事故の再発を防止するために必要な処置を講じます。

1 8. 秘密の保持及び個人情報の取扱いについて

- ・個人情報の利用目的については、別紙にてご確認ください。
- ・当施設とサービス従事者は、業務上知り得たご入居者又は身元引受人、若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙のとおり定め適切に取り扱い、正当な理由なく第三者に漏らしません。またこの守秘義務は、サービス及び契約が終了した後も継続します。
- ・当施設は、ご入居者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等にご入居者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- ・その他、他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、事前の同意を文書により得た上で、ご入居者又は家族等の個人情報を用いることができるものとします。

1 9. 施設利用に当たっての留意点及びリスク

- ・面会時間は8：30～17：30といたします。
(18：00より正面玄関が閉まるため、インターフォンにての対応となります)
- ・外出、外泊される場合は、予めご連絡ください。
- ・敷地内禁煙となっております。
- ・火気類の所持は禁止といたします。
- ・設備、備品の利用については職員の指示に従ってください。
- ・所持品、備品等の持ち込みについては職員にご相談ください。
- ・金銭、貴重品の管理は施設側管理といたします。
- ・ペットの持ち込みは原則として禁止されています。
- ・入居リスクについては、別紙にてご確認ください

2 0. 非常災害対策

- ・防火管理者 —— 防火管理者を選任し、消防計画の作成など防火管理業務を行わせる
- ・防災設備 —— スプリンクラー、消火器、消火栓、非常放送設備、非常通報装置、防火扉、火災報知機連動電気錠
- ・防災訓練 —— 夜間時及び昼間時を想定して春期と秋期の年2回（内 1回は夜勤想定で行う）

2 1. 禁止事項

- ・当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、ご入居者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

2 2. お支払い

- ・毎月15日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末までにお支払いいただきますと領収書を発行します。
- ・お支払い方法は口座振替となります。

2 3. 第三者評価の実施状況

第三者による 評価の実施状況	あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	あり なし
	なし		

【個人情報の利用目的】

特別養護老人ホーム ザ ストーリー東海では、ご入居者の尊厳を守り安全に配慮するとともに、お預かりしている個人情報については細心の注意を払って取扱うとともに、利用目的を以下のとおり定めます。

【当施設内での利用目的】

1. ご入居者へ適切な介護サービスを提供するため。
2. 介護保険に係わる請求事務を行なうため。
3. ご入居者に係る当施設の管理運営業務のうち、以下の業務を行なうため。
 - ア. 入退居等の施設管理
 - イ. 介護サービスの質の向上
 - ウ. 会計・経理
 - エ. 医療・介護事故等の報告

【他の事業者等への情報提供を伴う利用目的】

1. 当施設がご提供する介護サービス関連業務のうち、以下の業務を行なうため。
 - ア. 法人内・他の医療機関・介護サービス事業者との連携。
 - イ. 他の居宅介護支援事業所・居宅サービス事業者との連携、照会への回答。
 - ウ. 診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合。
 - エ. 検体検査業務の委託・その他の委託業務。
 - オ. ご家族等への病状・心身の状況説明。
2. 介護保険に係わる請求事務を行なうため。
 - ア. 審査支払機関への請求業務。 イ. 審査支払機関又は保険者からの照会への回答。

【その他の利用目的】

1. 当施設の管理運営業務のうち以下の業務を行なうため。
 - ア. 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料。
 - イ. 施設内において行なわれる学生の実習への協力。
 - ウ. 施設内において行なわれる症例研究。
 - エ. 賠償責任保険などに係る、専門の団体・保険会社等への相談又は届出。
2. 外部監査機関への情報提供。

《付記》

1. 上記に同意しがたい事項がある場合は、その旨をお申し出下さい。
2. お申し出のないものについては、同意して頂けたものとして取り扱わせていただきます。
3. これらのお申し出は、後からいつでも撤回・変更等をすることが可能です

【入居リスク説明書】

当施設では利用者が快適な入居生活を送られますように、安全な環境作りに努めておりますが、利用者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、下記の危険性が伴うことを十分にご理解下さい。

《高齢者の特徴に関して》（ご確認いただきましたら□にチェックをお願いします。）

- 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。
- 原則的に拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性があります。
- 高齢者の骨はもろく、通常の対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離ができやすい状態にあります。
- 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲あっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
- 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合もあります。
- 本人の全身状態が急に悪化した場合、当施設医師の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。

特に身体状況及び服用されている薬の影響等から、急変を起こしやすいと考えられます。

このことは、ご自宅でも起こりうることですので、十分ご留意いただきますようお願い申し上げます。

なお、説明でわからないことがあれば、遠慮なくお尋ねください。

【重要事項説明書 同意書】

「_____」を入居するにあたり「重要事項説明書」及び「利用料金」「個人情報の利用目的」「入居リスク」等の説明等を受け、これらを十分に理解した上で同意いたします。尚、同意を証するため、本書2通を作成し、ご入居者等及び事業者が記名捺印のうえ、各自その1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

<入居者>

住 所

氏 名

印

<身元引受人>

住 所

氏 名

印

<事業者>

住 所 愛知県東海市富木島町新藤塚30番

事業所名 特別養護老人ホーム ザ ストーリー 東海

管理者名 山田 康裕

印